

平谷村公共建築物・公共土木工事等における木材利用促進方針

1 目的

平谷村が整備する公共建築物及び平谷村が行う公共土木工事等において積極的に県産材（平谷村又は長野県内で素材生産された木材。以下同じ）の利用を促進するための方針を定めるとともに、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第8条第1項の規定に基づき、県が定めた長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針に即して、必要な事項を定める。

2 村が行う公共建築物の整備における木材利用の推進

(1) 施設の木造化の推進

村が整備する公共建築物については、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、木造化（主要な構造部材に木材を使用すること。）を図るように努めるものとする。

(2) 施設の木質化の推進

村が整備する公共建築物については、可能な限り木質化（主要な構造部材以外の仕上げ材等に木材を使用すること。以下同じ。）を図るよう努めるものとする。

(3) 家具・備品・調度品等の木質化の推進

村が公共建築物に導入する家具・備品・調度品等は、可能な限り木材製品とするものとする。

(4) 環境への配慮

平谷村は、公共施設の整備等における木材の使用にあたっては、使用する接着剤や塗料等について、環境に配慮するものとする。

3 村が行う公共土木工事等における木材利用の推進

公共土木工事等においては、関係法令、構造、設置場所、コスト、緊急性を要する場合等の制約を受ける場合を除き、設計図書に木材の使用を明記することにより、公共土木工事等における木材の利用に積極的に取り組むものとする。

4 村が行う県産材利用の推進

(1) 村が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、関係法令、コスト及び県産材における供給が困難である場合等の制約を受ける場合を除き、県産材の使用に努めるものとする。

(2) 前号における県産材の使用にあたっては、可能な限り信州木材認証製品センターの信州木材認証製品又は同等以上の品質、規格、性能を有するものを使用することに努めるものとする。

5 村が補助する施設整備等における県産材利用の推進

村は事業主体の理解を求め、可能な限り県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

附 則

この方針は、平成24年10月1日から適用する